

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 矢萩新一

「80 年目のいのちと平和」

～ 「いのち」の尊厳にかかわる信仰の課題 ～

管区事務所総主事 司祭 エッセイ 矢萩新一

「戦後 80 年～神と人々と世界の声に耳を傾け、平和をつくりだそう!」(正義と平和委員会戦後 80 年共通テーマ)

6 月の半ばを過ぎて、空梅雨のような暑さが続いています。一旦雨となると豪雨となることが多くなっていますが、大きな被害が出ないように祈りたいと思います。

6 月 23 日は 80 年目の沖縄慰霊の日を迎えました。4 人に 1 人以上の住民を含む約 24 万人が犠牲となり、今も遺骨の収集が続けられ、毎年新たな犠牲者の名前が平和の礎に刻銘され、昨年までの 24 万 2,567 人に加えて、戦後 80 年目の今年も 342 人の犠牲者のお名前が平和の礎に刻銘されました。

先日開催された日本聖公会婦人会総会では、各教会・教区の婦人会の在り方を模索しながら、奉仕の働きについて様々な協議をしつつ、感謝箱献金のお献げ先の一つとして、沖縄教区婦人会の提案により、辺野古埋め立て基地反対運動の中心的存在である「ヘリ基地反対協議会」への支援が決議されました。また、今年の沖縄週間/沖縄の旅(来月号に報告記事掲載予定)では 80 年の節目を意識し、日本聖公会がなぜ沖縄に目を向けてきたかを振り返りつつ、実際に現地に足を運んで体験と学びを深めて共に祈り、不戦の誓いを新たにしました。米軍・嘉手納基地、平和祈念公園・資料館、糸数アブチラガマへの見学や三原聖ペテロ聖パウロ教会での「沖縄教区 慰霊の日礼拝」への参列というプログラムでしたが、翌日は沖縄教区の主催で小禄聖マタイ教会から魂魄の塔まで 5 時間以上をかけて平和記念行進が行なわれました。

5 月 30 日の憲法プロジェクトの「いのちをみつめる祈りのつどい」で NCC 議長の吉高叶さんから平和憲法のこと(今月号の報告記事参照)、6 月 14 日の原発問題プロジェクトの「原発のない世界を求める特別講演会」では日本被団協代表理事の家島昌志さんから、核といのちは共存できないという立場で核兵器廃絶や脱原発のお話しをお聴きました(来月号に報告記事掲載予定)。

口会議・プログラム等予定

(2025 年 6 月 25 日以降・前回未掲載分)

6 月

27 日(金) ナザレ委員会〔管区事務所〕

7 月

2 日(水) 人権問題担当者会議〔Web〕

3 日(木) 財政主査会〔管区事務所〕

3 日(木) 神学教理委員会〔管区事務所〕

4 日(金) 臨時主教会〔ソラリア西鉄ホテル福岡〕

5 日(土) 九州教区主教按手・就任式〔九州教区主教座聖堂〕

8 日(火) 正義と平和委員会〔Web〕

9 日(水) 正義と平和・原発問題プロジェクト会議〔Web〕

9 日(水) 文書保管委員会〔管区事務所〕

10 日(木) 常議員会〔管区事務所〕

11 日(金) セーフチャーチ・ガイドライン TT 会議〔管区事務所〕

23 日(水) 金融資産運用管理チーム会議〔管区事務所〕

28 日(月) 正義と平和・憲法プロジェクト会議〔Web〕

8 月

15 日(金) いのちをみつめる祈りの集い〔Web〕

16 日(土) 原発のない世界を求める Zoom カフェ〔Web〕

27 日(水) ～9 月 1 日 CCEA 青年大会・主教会〔西マレーシア・サバ州〕

<関係諸団体会議・他>

6 月 25 日(水) 日本キリスト教連合会常任委員会〔Web〕

27 日(金) USPG セーフチャーチに関する対話〔Web〕

7 月 7 日(木) NCC 常議員会〔Web〕

8 日(火) 聖公会神学院長期計画プロジェクト〔Web〕

※管区事務所夏期休業

8 月 7 日(木)～14 日(木)まで、管区事務所は夏季休業となります。緊急の際は総主事までご連絡ください。

(次頁へ続く)

どれも政治的な話として、教会の中では避けられる傾向があるかも知れませんが、私たちに与えられた大切な「いのち」の尊厳にかかわる信仰の課題として、一人ひとりが深く考えて自分事として捉え、語ることができればと願います。

「肉の思いは死であり、霊の思いは命と平和です。」(ローマ8:6)



□各教区

神戸

- ・被爆証言・平和の祈り 8月5日(火) 午後～
広島平和礼拝 8月6日(水) 8時～ 主催:
広島復活教会

九州

- ・長崎原爆記念礼拝(聖餐式) 8月9日(土)
10時半～ 長崎聖三一教会:教会 Facebook
配信予定 午後～ 平和プログラム:被爆
証言開催予定

沖縄

- ・慰霊の日礼拝・平和プログラム 6月22日(日)
15時～ 三原聖ペテロ聖パウロ教会(教区
HP から配信)
- ・戦後80年 平和記念行進 6月23日(月) 8
時～13時30分(予定) 旅程:小禄聖マタイ
教会から魂魄の塔まで

□管区

- ・今年度も、下記画像を表紙とした「み国が来
ますように 祈りのしおり」をみなさまにお届
けいたしました。期間中、皆様に協力いただ
けましたことを感謝申し上げます。



(前頁より)

- 23 日(水)～25日(金) 聖公会
保育連盟全国保育者大会(沖
縄)
- 8月4日(月) 世界平和の祈りの集い〔比
叡山〕
- 5日(火)～6日(水) 広島平和礼拝
〔広島復活教会〕
- 9日(土) 長崎原爆記念礼拝〔長崎
聖三一教会〕
- 21日(木)～22日(金) 聖公会関係
学校代表者会・教職員研修
会〔神戸〕

□神学校

聖公会神学院

- ・2025年度説教セミナー 2025年7月15日
(火)13時～17日(木)16時 申込締切2025
年6月16日(月) 詳細お問い合わせ:聖公
会神学院 事務室 TEL:03-3701-0575 ✉:
office@ctc.ac.jp

□関係諸団体

日本 GFS

- ・日本 GFS 総会開催 2025年2月21日(金)
～22日(土) 京都聖三一教会 会長交代:
旧) 雨宮春子(北海道)→新) 林直子(東京)



公 示

救主降生 2025 年 6 月 3 日
日本聖公会首座主教
主教 ダビデ 上原 榮正®

神のおゆるしがあれば、
主教被選者 司祭 バジル 八代 智 師の主教按手式および日
本聖公会神戸教区主教就任式を下記のとおり執行いたします。
主にあるみなさま、ことに日本聖公会に属する信徒・聖職の代
祷を求めます。

記

日 時 : 2025 年 9 月 20 日 (土) 10:30 ~

説教者 : 主教 イグナシオ 入江 修 師
(日本聖公会横浜教区主教)

場 所 : 日本聖公会神戸教区主教座聖堂(神戸聖ミカエル教会)
〒 650-0011 神戸市中央区山手通 5-11-1

※祭色は白を用います。

以上

《人事》**東京**

執事 岡フランセス 2025 年 5 月 17 日付 聖オルバン教会牧師補に任命する。

横浜

<信徒奉事者認可> 2025 年 5 月 16 日付 (任期 1 年)

(川崎聖パウロ教会) マッテヤ田島利男

司祭 アンドリュー・デンジャーフィールド

2025 年 6 月 1 日付 ミッション・ツー・シーフェローズ横浜のチャプレ
ンとして認可する。(任期 2029 年 5 月 31 日まで)

大阪

司祭 ステパノ柳 時京 2025 年 5 月 31 日付 総務局長の任を解く。

司祭 ペテロ金山将司 2025 年 6 月 1 日付 総務局長に任命する。

ヨハネ太田幸彦 2025 年 5 月 31 日付 教区事務所主事の任を解く。

イサク寒河江研司 2025 年 5 月 31 日付 財政局長の任を解く。

2025 年 6 月 1 日付 教区事務所主事に任命する。

司祭 ジョイ千松清美 2025 年 6 月 1 日付 財政局長に任命する。

「日本聖公会緊急災害援助募金」の受入と送金先について（報告）

期間：2025 年 1 月 1 日～5 月 31 日

皆さまから管区へお献げいただいた災害被災者や難民救援のための募金は、緊急援助を必要とする地域への支援のためにお預かりしています。日本聖公会では「緊急災害援助資金」を設け、国内外からの救援要請に迅速に対応するための体制を整えています。今後ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆管区事務所へお寄せいただいた援助募金（のべ 65 団体・2 名）：

緊急災害援助のため（1 件）	16,000 円
能登半島地震被災者支援のため（23 件）	1,134,753 円
ミャンマー地震被災者支援のため（37 件）	3,126,427 円
パレスチナ／アル・アハリ病院支援のため（4 件）	70,000 円
ウクライナの人々のため（2 件）	9,000 円

◆管区からの各団体への送金：

1 月 8 日	フィリピン台風被害支援のため ※管区緊急災害援助資金から支出	フィリピン独立教会ロンボロン＆ ミンドロ教区	100,000 円
2 月 20 日	能登半島震災支援のため ※管区緊急災害援助資金から送金	京都教区 能登半島地震対策室	937,694 円
2 月 21 日	パレスチナ／アル・アハリ病 院支援のため ※管区緊急災害援助資金から送金	エルサレムおよび中東聖公会／エ ルサレム教区へ	1,000,000 円
4 月 24 日	ミャンマー震災支援のため ※管区緊急災害援助資金から送金	WCRP 日本委員会	200,000 円
5 月 14 日	ミャンマー震災支援のため ※管区緊急災害援助資金から支出	ミャンマー聖公会	519,155 円

※これからも随時送金を行なって参ります

特集・新任「人権」研修会

「2025 新任人権研修会」開催にあたって

— 自らの内に潜む差別性を見つめて —

管区人権問題担当主教 主教 イグナシオ入江 修

一昨年5月以来2年ぶりとなった新任人権研修会（以下、新任研という）は、今回は5月21日（水）から23日（金）までの2泊3日で北関東教区川越基督教会をベースに、狭山事件のフィールド・ワークとその背景にある部落差別という人権の問題の学びを、昨年と今年の春に神学校を出られた新任の教役者を対象に行ないました。

更に今回からは、今なお日本社会が抱えている人権問題をいっしょに学んでいただき、そのことを踏まえて実際の牧会の現場に出ていただくように海外出身の教役者も参加対象としました。そして今回は、二人の新任教役者と一人の海外出身の聖職が参加しました。

この新任研が始められたのは、1983年5月に開催された日本聖公会第38（定期）総会において一人の総会代議員による部落差別発言に遡ります。しかしながら、それは、単に発言者自身の個人的問題として発言者が赦罪することで問題が解決されるということにはなりませんでした。なぜなら、その発言は総会という日本聖公会の公式の場でなされたものであり、しかもその当時、議場は事の重大さを看過してしまったからです。もちろん発言の問題性を指摘する声は上がりましたが、総会全体としてはその重大性を十分に受け止め切れませんでした。

それ故に、このことは単に発言者個人の問題ではなく、総会を開いていた日本聖公会全体の問題、つまり、日本聖公会に連なる各教区と教会、そしてそこに連なる教役者・信徒一人ひとりの問題として掘り下げ、自らの内にある差別性をしっかりと見詰め、そこに向き合った上で初めて、そこから悔い改めと謝罪、そして差別を起こ

さないための歩みを始めてゆかねばならなかったのです。

そのことを受けて、始められた歩みの一つはこの新任研、つまりこれから牧会の現場に出て行く、あるいは現場に出て間もない新任者への人権の学びということです。そしてこの学びは、一度受けて終わりというものではなく、その学びの必要性と重要性を受け止めて、その学びは繰り返し深めていくためのスタートといえるものです。

その他にも、管区においては人権問題の担当者が置かれ、主教会には担当主教が置かれるようになりましたし、各教区にも担当者が置かれて、人権の学びを管区全体で進め担っていく歩みが始まりました。

今回は川越基督教会を起点に、なぜ新任研が始まったか、その発端となった総会での差別発言の検証を辿り、その後は、狭山事件を通してそこに現れた部落差別の実態を学びました。

狭山事件は今、犯人とされていた石川一雄さんの再審請求が行なわれています。石川さんご本人は今年3月に志半ばで亡くなられ、今は妻の早智子さんによってその遺志が引き継がれ、改めて再審請求が行なわれているところです。

この事件は、私も含めて多くの人が冤罪であると考えています。なぜなら、石川さんの自白を辿っていくと、石川さんが犯人であることの合理性は乏しく、むしろ幾つもの矛盾点が浮かんでくるからです。真犯人を取り逃がしてしまうという大失態をした警察は、世論、つまり私たちの内に潜む部落に対する差別意識を巧みに利用して部落出身であった石川さんを犯人に仕立て上げていったとしか思えないのです。初めに犯人あり

きで石川さんの逮捕に至り、マスコミもそのような差別意識に沿った報道を行ない、その結果、皆が冤罪に加担した形になりました。

それが、無意識下にある差別性の恐ろしいところといえるのではないのでしょうか。そして、そのような意識は、差別発言をした人だけにあるのではなく、私たちもみな知らず知らずの内にそうした意識を持ち合わせている、ということに目を向けていかなければなりません。そこに、総会の差別発言と狭山事件における冤罪から見てくる人の心に潜む差別性とは結びついてくるのです。

狭山事件は今、石川さんの遺志を継いだ早智子さんによる再審請求がなされている段階であり、判決はこれからです。その意味では、冤罪とすることにはさまざまなご意見もあることでしょう。

しかし、差別ということがそのような冤罪を生

み出し得るものであり、巧みに利用され得るということを、私たちはこのことから学んでいく必要があります。そして、自らの内にある差別性としつかりと向き合い、そこから自らの悔い改めと謝罪の心、そして差別に対して常に抗う感受性と意識を恒に磨いておく必要があると思うのです。

それが主イエスさまの視点に立つことであり、世の中の空気を読むのではなく、神のみ心が何なのかにいつも心と思いを傾けてイエスさまのみ跡を日々、コツコツと辿ることになるのです。

最後に、講師また案内役としてご奉仕くださった皆さま、そして研修会場を提供してくださった川越基督教会の鈴木司祭さまをはじめ信徒の皆さまに、改めましてここに深く感謝申し上げます。

特集 2025 年「新任人権研修会」 <総合報告>

— 新任人権研修について、狭山事件の学びから —

管区人権問題担当者 司祭 ヨハネ 松浦 信

去る 2025 年 5 月 21 日から 23 日まで、川越基督教会（北関東教区）と狭山市と聖アンデレ教会（東京教区）において開催いたしました新任人権研修についてのご報告をいたします。今回は大阪教区から大倉有紀聖職候補生と薦田久美子聖職候補生、東京教区から林汶慶執事が参加されました。

第1日目・3つのセッション

プログラムは 1 日目に 3 つのセッションが行なわれました。午後からの開催で、初めのお祈りに引き続き、1 つ目のセッションでは、入江人権問題担当主教が講師となり【第 38（定期）総会における部落差別発言について】の学びを行ないました。既にご存じの方も多くおられると思いま

すが、1983 年 5 月に開催された日本聖公会第 38（定期）総会において部落差別問題委員会（当時）が提出者となった議案である、祈祷書改正の件 — 現行祈祷書中の「天皇」の字句と、諸祈祷中の「天皇のため」「皇室のため」を削除すること — の審議中に、当時の代議員による結婚差別を中心とした発言がありました。

そのことについて 1997 年に人権問題担当者によって出されました「日本聖公会第 38（定期）総会における部落差別発言」総括報告書から抜粋されたレジュメをもとに講師からの説明がありました。発言の内容分析について、(1) 部落差別問題委員長をはじめとする部落解放運動にかかわる人たちへの批判、(2) 家柄意識の問題、

(3) 天皇制擁護意識の問題、(4) 部落差別における結婚差別問題、(5) 信仰と差別意識、(6) 「中川差別発言」に対する周囲の姿勢と認識、という6つに分けての説明があり、このことを取り扱う問題の中心は一発言の範囲を超えてその場(総会)にいた人々の姿勢や認識にも表れた組織の体質(内なる差別)としての問題であったこと、そしてその取り組みのために管区に人権問題担当を置き人権啓発プログラムを行なう、各教区に人権担当者を置き教会も宗派を超えた連帯運動に参画する、差別体質克服の研修、神学校に対しての人権学習の促進を勧告、「部落解放基本法」、狭山の運動に参加、人権の課題のために主教会に担当主教を選び主教会にて人権問題を協議する。

また内なる差別に向き合うために、自分がどこに立っているのかを正しく認識し、自分自身の課題としてこの問題を担っていく。時として宗教は差別を作り出していくが、聖書の神は差別を受け抑圧されている人々を解放するためにたたかわれたこと、またキリストが自己犠牲を通して人々の解放を行なわれたことを思い起こさなければならぬことが語られました。

2つ目のセッションは、「見えない手錠をはずすまで」を視聴しました。

3つ目のセッションは、部落解放同盟中央本部の安田聡さんの講演でした。とても分かりやすく親しみ深く且つ論理的にも整理されたお話の内容でした。

3月11日に86歳で石川一雄さんは逝去されました。第3次再審請求のただ中でした。請求人が逝去されたために、再審請求の審査は終了しましたが、すぐに弁護団と事務局は、妻の早智子さんを請求人として第4次の再審請求の手続きを東京高裁宛に4月4日付で行ないました。

今回明るい見通しが立てられたのは、2013年から東京高裁の第4刑事部の裁判長に現在の家令和典裁判長が就任し、その裁判長のもとで三者協議が進められ、弁護団の申し入れにより、2024年4月に検察が開示した証拠を新たな鑑定

のもと石川さんが無実である新たな証拠として説明するためのプレゼンテーションを行ないました。この内容を裁判長は受け容れ、2025年2月の協議の結果、1か月後に再び協議を行なうことにしていましたが、その矢先に石川さんが逝去されるということになりました。再審請求の手続きに関して法律上、再審請求者が逝去された場合には誰かが引き継ぐことができず、その請求は終了となってしまいます。また再審を請求できる人は、判決を受けた本人以外は配偶者か兄弟もしくは直系の親族のみです。そこで妻の早智子さんが、第4次再審請求を引き受けられました。その請求を行なったのは今年の4月4日です。第3次請求が失効して1か月もたたないうちに第4次請求に踏み切ったわけです。なぜそのように急いだのでしょうか。

再審の要件としては、法律上確定判決を覆す新たな証拠を提示することが求められますが、第3次で示された新証拠はまだ判断に至らなかったため、第4次でも同じ証拠を新証拠として提出できたという点があります。また再審請求日の直後に、担当する裁判官が第3次と同じ第4刑事部が引き受けることになったことが判り、既に話がうまい具合に進んでいた家令裁判長のもとで第4次として引き継がれることになりました。しかし、2026年の3月で家令裁判長は定年退官となります。今の裁判長のもとで協議が進み再審決定にまで漕ぎつくことが、一番の目標となります。

今までの署名運動は、新証拠を採用し鑑定人の証人尋問を行なうようにという内容でしたが、今回からそのことに加えて再審決定にこぎつけるよう求める内容となり、署名運動の協力が求められました。

差別感にもとづく見込み捜査

ここまでの内容について講師の安田さんは、専門家による証拠の客観的な判定について具体的にお話しされました。小学校2年生から登校せず国語能力が低く字が上手く書けない石川さんが、ある程度高い文書能力によって書かれている脅迫状を書くことが事実上不可能なこと、筆跡がコンピューターの分析で別人であること、自白

の後に自白通り自宅のかもいの上に被害者の万年筆が置いてあったが、この万年筆がインクの鑑定の結果被害者の物である可能性が非常に低くなったこと、殺害方法が解剖学上の見地と自白上の内容と食い違っていることなどがあげられました。

今後まずこれらの鑑定を行なった4人の鑑定の証人尋問を行ない、またその後は、その他の証拠の無罪性を証明する鑑定人11人全員の証人尋問をして再審決定にこぎつける予定です。再審を決定するための裁判と、再審そのものの裁判の2段階構造で時間がかかりますが、検察の握っている証拠が開示され、その証拠に基づいて鑑定を行ない新証拠となるまでに、検察が開示しなかった時間を含め60年を要したことが大きな問題となっています。また再審が決定されてから検察が最高裁に即時抗告を行なったために、袴田事件の場合には10年間再審の裁判を行なうことができませんでした。そのようなことが再び行なわれる恐れがありますので、今現在半数以上の国会議員が議員立法によって進めようとしている再審法改正、つまり原告の求めによる検察の証拠開示を義務化し、裁判所による再審決定への検察による即時抗告を禁止する、新たな法律改正が求められています。そのことにも理解を求められました。

最後に冤罪を生み出す警察や検察の取調べについて、とにかく理由は何であれ身柄を確保し何日かけても自白を強要するという手法がとられてきました。石川さんの場合にもまず被差別部落に関連する見込み捜査から行ない、石川さんに絞られてきた経緯があります。また石川さんが容疑者となっても、新聞などで例えば、“環境のゆがみが生んだ犯罪”、であるとか、被差別部落に向けて“悪の温床”などと書かれ、またそれを読む読者も疑いをもせずそのまま洗脳されてしまう差別的構造があります。この問題は単なる冤罪ではなく、まさしく差別が生んだ冤罪と言うべきです。冤罪を生まないためには、差別をしない、一人一人の人権が守られる社会をつくることです。1日目はお祈りをもって終了しました。

第2日目・事件の現地に学ぶ

2日目は、狭山事件(ねつ造された)自白に基づく現地調査を、狭山市駅周辺で行ないました。日本基督教団狭山教会牧師の中田正道さんのご紹介で、「狭山事件を考える人間地区住民の会」会長の武井誠さんと同会事務局長の南雲武雄さんがご案内をくださいました。裁判長も弁護団と一緒に現地調査をすれば、初めから自白の内容が信じられなくなるということを仰っていましたが、その通りだと思いました。加害者と被害者が出会う時間がずれていること、目撃者がいないこと、殺害現場に血痕がないこと、被害者の持ち物が自白の後に見つかるなどの不自然さがあること、殺害後加害者は200メートルにわたって遺体を抱きかかえて移動することが不可能なこと、遺体が逆さづりされたのに足に傷跡ひとつなかったことなどの説明がありました。また石川さんの旧宅を再現した現地事務所にて、万年筆の説明がありました。驚いたのは、早智子さんがわたしたちを出迎えてくださり、心から無実を勝ちとりたい旨をお話くださったことです。逝去された後の心が揺れ動く中の悲痛な思いに接し、思わず涙が出てしまいました。中田正道牧師は1日目から最後までわたしたちに伴ってくださいました。

2日目の午後は再び川越基督教会に戻り、全体の振り返りを行ないました。参加者からは、この研修の学びを現場に生かしたい旨のお話がありました。またねつ造の在り方への驚きの声がありました。2日目の午後3時30分より聖堂にて入江人権問題担当主教の司式による聖餐式を行



フィールドワークの様子

ない、また人権担当者である奥村司祭の説教がありました。特に隣人愛に触れられ、私たちは遠く離れていても隣人を愛することができる旨のお話をいただきました。

第3日目・市民集會に合流

3日目は、狭山市民集會キリスト者前段集會(午後の市民集會の前段)が聖アンデレ教会(東京)で行なわれ、そこに合流しました。

最後に1日目の基本講演を担ってくださった解放同盟の安田さん、現地案内の労をとってくださった武井さんと南雲さん、全体を見てくださった中田さん、そして会場をご提供くださった川越基督教会の鈴木伸明司祭と教会の皆様にご感謝申し上げます。

参加者一人一人の今後のお働きのゆえに感謝申し上げ、お祈り申し上げたいと思います。



2日目の集合写真：写真提供 奥村貴充司祭

■「新任人権研修会」報告

— 今回の研修で学んだこと —

大阪教区・聖職候補生
ヴェロニカ薦田久美子

主の平和がありますように

5月21日から23日にかけて埼玉県川越市で行

なわれた、管区の新任人権研修に参加させていただいた。

30度近くまで気温が上がった初日は、川越基督教会を会場に、まず『第38(定期)総会における部落差別発言』総括報告書』を用いてセッションⅠがあり、セッションⅡで『SAYAMA見えない手錠をはずすまで』というビデオを観て、情けないことに初めて狭山事件は冤罪事件というだけではなく被差別部落に住む人々に対する偏見が石川一雄さんを犯人に仕立て上げたということを知り、これら2つの事件の共通点が明確になった。

2日目の朝は狭山市駅に集合し、石川さんの再審請求を訴え続けておられる4名の方々の説明を聞きながら『現地調査マップ』に沿って石川さんが自供したとされる道を歩いたが、時間、目撃証言、殺害方法等々矛盾だらけで全く筋が通らないのだ。

続いて、火災で焼失した石川さんのご自宅跡に建てられた現地事務所を訪問した。そこでは来られる予定ではなかった石川さんのパートナー早智子さんが待っていてくださり、感謝の言葉と共に、涙ながらに今年3月に急逝された石川さんを想い、無念を口にされた。

その事務所の中には当時の「お勝手」部分が正確に復元され、カモイには警察が3度目の捜査でやっと発見したという万年筆が当時の状況そのままに置かれていたが、徹底した2度の家宅捜査で発見されなかった物が3度目に突如現れたのだ。更に、最新の科学的分析で被害者の万年筆と発見された物のインクは成分が違うことが証明されている。字がほとんど書けなかった石川さんが書いたと言われる脅迫状の筆跡は、獄中で(つまり事件後に)字を学んだ石川さんのものとは別のものだということも判明している。

3日目は東京聖アンデレ教会で開かれた「キリスト者前段集會」に出席し、午後からの「狭山市民集會」(デモ行進)は脚に不安があるため欠席させていただいたが、学んだことをできるだけ多

くの方々と分かち合い、再審請求に協力したい。

今回購入した本には次のように書かれている。「(この事件が) 部落解放運動と結びついた闘いになることは当然のことであり、そのことによって忌避が生まれることがあるとするならば、

それはもはや受け取る側の問題でしかない。」全くその通りである。

何よりも正しく知ることが大切で、それは容易ではないが、そこから私たちはキリスト者として何をするべきなのかを考え、実行に移さなければならぬのだと痛感した研修であった。

正義と平和委員会・憲法プロジェクト

今総会期第1回「いのちをみつめる祈りの集い」

憲法プロジェクト長 クララ 西原 美香子(中部教区)

日本聖公会正義と平和委員会の憲法プロジェクトは、前総会期、「いのちをみつめる祈りの集い—キリスト者であるわたしが平和憲法にこだわる理由」を16回にわたってオンラインで開催してきました。参加してくださった方たちからのリクエストもあり、今総会期も継続開催します。

この集いの目的は二つ。一つは、キリスト者である私たちが、なぜ平和を願い、平和憲法を守ろうとするのかに焦点を当てながら、戦争体験者の証言や次世代の思いや願いを聞き、互いに話し合う機会を重ねていくこと。もう一つは、平和の課題を「いのちをみつめる」をキーワードに、教会内で誰もが構えることなく話し合える機会をつくることです。当初の目的に定めてはいませんでしたが、嬉しいことにこの集いが聖公会の枠を超えてさまざまな教派の方が参加くださり、エキキュメンカルな輪を広げてきました。

2025年5月31日(土)の午後、今総会期の第1回目の集いを開催しました。語り部にお迎えした日本バプテスト連盟市川八幡教会の牧師であり、日本キリスト教協議会(NCC)議長の吉高 叶さんが、「平和のいましめと、平和の夢」という

テーマでお話くださいました。お話の前半は「平和のいましめ」であり、後半は「平和の夢」でした。

前半の「平和のいましめ」では、このように語られました。…もはや「平和のための武装」とか「平和のための軍備増強」とか「抑止力としての核戦略」という思想や体制が、虚構にすぎないことを人類は厳然と目撃している。にもかかわらず、ありとあらゆる地域や国にあって、まるでこの分裂と破壊のうねりに引き寄せられるかのように対立は煽られ、戦争を前提とした体制づくりへと舵を切っている。「戦争を止められない世界」「紛争を治められない世界」、それが人間の世界の事実なのか…。この問いかけに、世界の現実を直視して暗たんたる気持ちがこみ上げてきたのは私だけだったでしょうか。

ご家族の戦争体験もお話くださいました。私は私自身の祖母や父の体験と重ね合わせて伺いながら、吉高さんのお母様の言葉にハッとさせられました。…人間は時に残酷だ。人間の心には恐ろしいものがある。戦争はそれを引き出してしまふ。戦争はぜったいにだめだ。神さまを信じなさい。神さま以外のものに絶対にひれ伏してはだ

め。それがまちがいのもとだ…、という言葉です。

吉高さんは「いましめ」について、…私はあの膨大な戦争犠牲者を生み出し、沖縄戦、ヒロシマ、ナガサキの悲劇の末に、ポツダム宣言を受諾し無条件降伏をすることで、ようやく侵略戦争から解放された日本に据えられた「いましめ」こそが、日本国憲法であり憲法9条である…、と語られました。吉高さんがそうであったように、私も同じく親や祖父母たちが生きてきた時代の出来事を二次体験する中で、まさしく日本国憲法こそが「いましめ」であると確信しています。

お話の中で日本国憲法の3本柱である基本的人権の尊重・主権在民・平和主義をご自身の言葉で解説されながら、…日本国憲法は、国家の号令で国をつくるのではなく、一人ひとりの言葉と心で新しい時代をつくる誓いである…、とおっしゃいました。民主主義を重んじながらも、多数決でも、決して行なってはならないものが戦争であり、多数決でも、決して犯してはならないものが人権であると、あらためて確認することができました。

吉高さんは続けてこのように問いかけられました。…平和憲法が謳うように、暴力で決して解決をしないのであるなら、その代わりに必要になる相手を知る力や違う意見とも対話して乗り越える力を培う努力、そのような人間を育てる教育に、戦後の日本はみんなで取り組んだのか。憲法12条に記されているような不斷の努力をしたと言えるのか。この「いましめ」の前に、私たちは謙遜

であったのか…。この問いかけに、私たち聖公会の教会やそれに連なる学校や諸団体の宣教の歴史を振り返るとともに、これからどこへ進もうとしているのか、さまざまな場で、継続的に話し合っていきたいと思います。

お話の後半の「平和の夢」についてでは、『イザヤ書』11章に記されたイザヤが預言した世界を夢見ながら、ビジョンを抱こうと語られました。そして、…預言は夢でありビジョンであるが、一般的に用いられる“ビジョン”とは異なる。預言というビジョンは、苦しみのどん底から、苦悩と挫折のただ中から、惨憺たる現実の中から生み出されるビジョンである。「決してこうではない」「このような事であり続けてはならない」という本来の姿や、人間として回復されていかなければならない世界を心に刻んで、解放の言葉として語られるのが預言というビジョンである。そして、教会が福音を授かり、福音を語ろうとするのであれば、教会はこの人間の回復や解放にかかわるビジョンを持たなければならないと思う…、と続けられました。

私たちの教会も、これらの言葉を深く受け止めたい。今、この混沌とした世界の中で、教会そしてキリスト者は、預言者のようにビジョンを語り、実行する者でありたいと強く願う集いでした。

2025年度のこの集いは、あと2回オンラインで開催します。教会や教派を超えて広く皆様のご参加をお待ちしています。

■第2回 8月15日(金) 19:30～21:00

「信仰によって平和を知り、平和を手がかりに政治とむきあう～戦争を体験した者として伝えたいこと～」

語り：寺本眞名さん（日本聖公会京都教区信徒 / 元・TVドキュメンタリー番組ディレクター）

■第3回 11月4日(火) 19:30～21:00

語り：清田明宏さん（国連パレスチナ難民救済事業機関＜UNRWA＞医療局長）

*いずれも事前申込みは不要。以下のURLよりZoomにお送りください。

<https://x.gd/yab3k>

ミーティング ID 886 5801 2800 パスワード 222911



女性デスクの働きから

203040 (にーぜろさんぜろよんぜろ)

—意思決定には多様な視点が必要です—

日本聖公会女性に関する課題の担当者

司祭セシリア大岡左代子・クララ吉谷かおる

平素より女性に関する課題の担当者(女性デスク)の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。2006年、日本聖公会に女性デスクが設置されてから今年で19年になります。女性デスクは、女性のエンパワメントにつながる働き、また国内外の女性たちとのネットワークづくりを主なタスクとしています。講演会、黙想会などの企画運営、日本聖公会女性団体連絡協議会、国際婦人年連絡会などのネットワーキング、さらには世界の聖公会でも重視されているジェンダー正義に関連して、暴力の根絶、セーフチャーチにかかわる活動にも取り組んでいます。現在、女性デスクを務めている2名は、2002年にジェンダー委員会(現ジェンダープロジェクト)が発足した時からのメンバーです。当初から見て日本聖公会のジェンダー課題にどのような変化あるいは進展があったか、検証する必要、またその責任を感じています。

振り返ると2012年、日本聖公会宣教協議会の提言により「意思決定機関への女性の参画を2022年までの10年間に30%にする」という数値目標が定められました。これは「202230」と呼ばれるキャンペーンになりました。また2013年に開催された第二回日本聖公会女性会議で課題のひとつとされた「女性の司祭実現に伴うガイドライン」(1998年)の見直しは、2018年日本聖公会総会での「日本聖公会における女性の司祭按手に関するガイドライン」の決議につながりま

した。意思決定の場での女性の比率を高めること、女性の司祭按手の有効性を守ること、この二つが女性デスクの働きの中の大きな柱であったと思います。教会をセーフチャーチ、すなわち性別や性のあり方により差別や暴力を受けることのない安全な環境としていくためには、意思決定におけるジェンダー・バランスの適正化が助けとなるはずです。

2023年の11月に宣教協議会が開催されて、「202230」の取り組みに一区切りがつけました。その後女性デスクが2024年5月の第68(定期)総会において、「202230」の総括を行なうとともに、新たな数値目標「203040(2030年までに意思決定機関における女性の割合を少なくとも40%に)」を提案したところ、各方面から前向きな反応をいただきました。その際にもお伝えしましたが、調査してみると、数という意味では一定の成果は認められるものの、「長」の立場についている女性は依然として少ないことがわかります。今後は女性の数が増えるだけでなく、より多くの女性がリーダーシップを発揮できる環境になることが重要だと考えます。

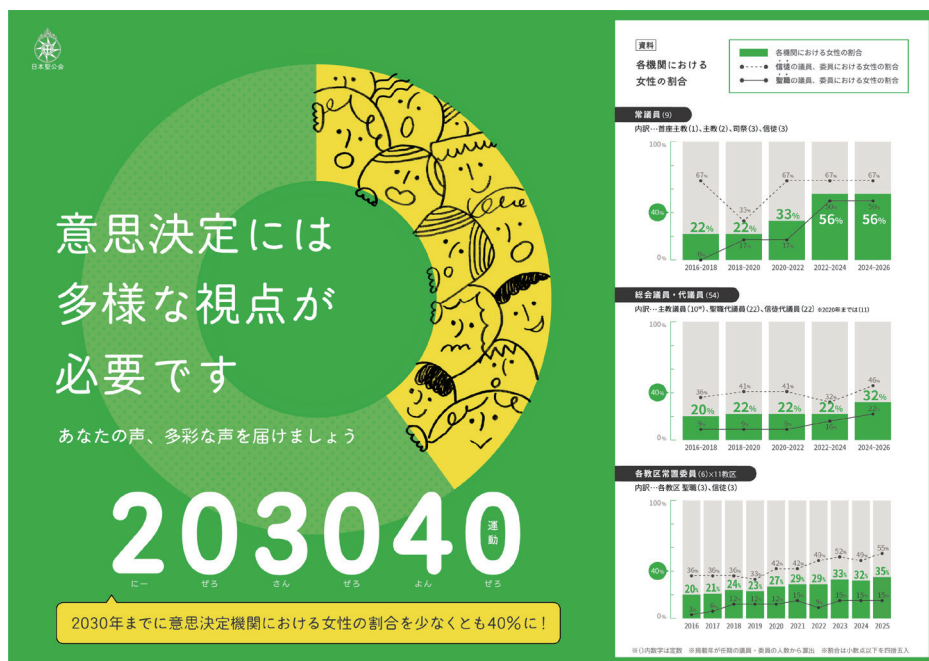
そこで今回新たにポスターを作成して「203040」の周知をはかることにしました。この10年の推移を示すグラフからは、常議員会の女性の比率は22%から56%にアップ、常置委員の女性は聖職で3%から15%に、信徒では36%から55%にアップ、といった変化を読み取ることがで

きます。これまでは「意思決定機関にもっともつと女性を」をメインコピーにしてきましたが、今回はその見直しが必要と感じ、練り直すことにしました。従来の画一的リーダー像を変えていきたい、また女性の選出が少ない教区の取り組みをサポートしたい。さらに女性の聖職が少ないために全体としての女性の比率が増えない、という根本的な問題があることをお伝えしたかったのですが、女性を強調することで、まるで女性のためだけの取り組みに見えてしまうのではないかと気にかかっていました。男性／女性と性別を二分して数字を出すことにも実はとても抵抗があります。わたしたちはもともと、社会構造の中で立場が弱くされている人たちを念頭に「女性」という言葉を用いているので、「ジェンダー平等」という時にも、性の多様性を踏まえたあらゆるジェンダーの人の平等が実現されることを目指しているからです。

とはいえ、ジェンダー・ギャップ指数のような指標では、性別による比率を示すことで、性差別が明確に表されます。「みんなの意見が大事」

ということにより、少数者の意見が聴かれにくい事態が隠されてしまってはならないのです。そこで、「いつも同じ人を選んでいませんか？」という問いかけを込めて、ジェンダーや年齢などにかたよりのない、多彩な声が反映される意思決定機関にしていきたいとの思いから、「意思決定には多様な視点が必要です あなたの声、多彩な声を届けましょう」というフレーズを添えることにしました。「それなら女性を選べばいいのだろう」ということではなく、「これまで通りで」となっていないか、を再考していただけたらと思います。大きな声だけでなくさまざまな人の声が届けられることによって、教会共同体はこの世に仕えるものとしてより豊かなものに変えられていくのではないのでしょうか。

新緑のようにさわやかな色合いの新ポスターを、どうぞ教会や事業所の目立つところに掲示してくださいようお願いいたします。そしてその前で、小さな会話が広がっていくことを願っています。



「第 19 回ハンセン病市民学会 in 熊本

総会・交流集会」に参加して

— 2025/5/10 ～ 5/11 : 熊本 —

管区宣教主査 司祭 ヨハネ 松浦 信

管区の宣教主査として、第19回ハンセン病市民学会 in 熊本 総会・交流集会に参加した。2025年5月10日～11日の日程で、1日目は熊本県立劇場にて、2日目は国立療養所内および合志町の諸施設にて行なわれた。

2005年に始まったハンセン病市民学会（以下、市民学会（註1））総会・交流集会は、今年で19回を迎えることとなった。2005年は、熊本地裁で始まったハンセン病国家賠償請求訴訟（以下、国賠訴訟）の判決確定後、厚生労働省主導にて組織された「ハンセン病問題に関する検証会議」が『最終報告』（2005年3月）を発表した同年であった。ハンセン病問題対策協議会（全国の療養所による全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）と国賠訴訟原告団と弁護団及び家族訴訟原告団による統一交渉団が厚生労働省と協議）の歴史であり、その間に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下ハンセン病基本法）の成立等様々な課題と向き合うなど約20年にわたる歴史と共に歩んできた。未だにハンセン病問題は解決されていないのである。

<1日目の交流集会 菊池事件>

菊池事件（註2）については、経過報告と今後再審に向けての注目すべきポイントについてのお話があった。所謂差別によって引き起こされた冤罪としてという面を超えて、憲法で保障されている公開の裁判制度とは異なる閉鎖的に行なわれた裁判がはたして裁判としての価値があるのかという問題であった。また同時に弁護人も全く検

察の提出する証拠や供述調書についても反論するどころか全く同意をしてしまうという裁判の体をなしていないということも問題であった。

<医療の問題>

病理解明のために療養所の昭和初期より解剖が行なわれてきたが、隔離政策下において患者の自由な選択における同意が行なわれたかどうか非常に疑わしく、1950年以降には全数解剖や臓器保存を行なう医学的必要性を失っていたにも関わらず、医師たちのそのような方針が続けられてしまった。医師が患者に病理解剖の承諾を得る際に「国のお世話になっているのだから」という言い方をしていたそうである。隔離政策により著しく人権を損なわせているにもかかわらず



このような言い方ができること自体、人権意識に欠けた考え方である。

また敗戦後の優生保護法により戦前から行なわれてきた断種や堕胎が合法となり、らい予防法と優生保護法が廃止となった1996年にも人工妊娠中絶が行なわれている。

近年において第二次世界大戦中に菊池恵楓園で行われた虹波（註3）臨床試験のことが新聞等で話題となった。

様々な医療の中で生み出された問題の中核には、医師によるパターナリズム（註4）の問題がある。またこのことはハンセン病の政策の中だけで現れた問題ではなく、現在のわたしたちの社会にも共通の問題がある。

＜療養所の将来構想と永続化＞

筆者が2日目の分科会で参加したのは、「療養所の将来構想と永続化問題の現状と課題」であった。療養所の永続化とは、入所者がいなくなった後も、療養所を全体として存続していくという問題である。またその意義と必要性とは、人権を学ぶ場と入所者や退所者が少なくなった段階における医療・介護の充実化の担保である。この永続化は、隔離政策を推進した国の法的責任に基づく被害回復義務の一環として、あくまで国の責任で行なうこと、将来構想との連続性を重視すること、また現在の療養所の職員の将来的な雇用確保に資することが謳われている。

このことを実現するためにはハンセン病問題基本法の改正が必要となる。

この分科会の終了後、菊池事件のフィールドワークに参加した。菊池の山奥にある小さな集落で起こった、そして冤罪として仕組まれていくその内容に愕然とした。この差別に基づく冤罪事件の解決は、わたしたちがわたしたちの中に内在する差別という課題に向き合うことなしにはあり得ない。

（註1）「ハンセン病市民学会」

ハンセン病市民学会とは、ハンセン病に対す

る偏見や差別を解消し、ハンセン病問題における歴史の教訓をこれからの社会のあり方へと引き継ぐことを目的として、2005年5月に発足した市民団体です。ハンセン病回復者、市民、研究者、医師、弁護士、社会福祉専門家など、多くの方が会員に参加しています。「交流」「検証」「提言」を活動の三本柱として、毎年5月、ハンセン病療養所所在地を中心に、各地で総会、シンポジウム、分科会などを開催しています。（同会案内チラシより2017）

（註2）「菊池事件」

ハンセン病の患者調査に関わっていた熊本県内の村の元職員を1952年に殺害したとして、元患者の男性が殺人罪に問われた事件。動機は、元職員が男性をハンセン病患者として県に報告したことへの逆恨みとされた。熊本地裁が国立療養所の菊池恵楓園内に設けた「特別法廷」で審理された。無罪を主張したが死刑判決を受け、57年に確定。凶器と被害者の傷が合わないなどとして3回の再審請求をしたが退けられ、62年9月に刑が執行された。（共同通信ニュース用語解説 更新日：2022年12月4日）

（註3）「虹波」（こうは）

虹波 写真の感光剤を合成した薬剤。寒冷地での兵士の凍傷対策など肉体強化のほか、ハンセン病や結核の治療を目的に旧陸軍が研究を進めた。国立ハンセン病療養所菊池恵楓園（熊本県）の歴史資料館は入所者自治会の要請を受け、園内に保管されていた関連資料の精査を2022年末から開始。同園の報告書によると、戦中戦後に患者に投与され、運動能力の回復などの効果が期待されたが、副作用が相次ぎ、死者も出た。（共同通信ニュース用語解説 更新日：2024年10月19日）

（註4）「パターナリズム」

パターナリズム (paternalism)

強者が弱者に対し、相手の利益のために、相

手の意志にかかわらず干渉・介入すること。また、そのような考え方。宗主国と従属国、医者と患者、雇用者と被雇用者などの関係においてい

う。家父長の温情主義。父権主義。(小学館デジタル大辞泉)



～信念を貫くということ～

人は自分の人生において経験してきたことの上に成り立っており、
取り繕うことはできても自分自身に嘘をつくことはできません。
「本物の説得力」は絶大なものです。



お話：
堀越 信司氏（ホリコシタダシ）
長野県長野市出身 / 大阪府柏原市在住
1988 年 7 月生まれ 36 歳
NTT 西日本株式会社
(NTT 西日本シボルスポーツチーム陸上競技部所属)
ブラインドマラソン日本代表、
パラリンピックには 2008 年北京パラリンピックより
5 大会連続出場
※東京パラリンピックマラソン銅メダル獲得

自己ベスト
5000m 14 分 48 秒 89
ハーフマラソン 1 時間 07 分 31 秒
フルマラソン 2 時間 21 分 21 秒

障関連



会場地図



お申込み



日 時：2025 年 7 月 5 日（土）13:15～14:45
開場 12:50、参加費無料、手話通訳・パソコン要約筆記付
会 場：日本聖公会 東京教区 聖マーガレット教会
〒167-0054 東京都杉並区松庵 1-12-29
お申込み：e-mail: byukai316@gmail.com
電話 / FAX: 03-6205-5531

お名前 *

ご住所

電話

参加費無料・Zoom でオンライン参加も可能

参加形態* Zoom ☐ 会場 ☐
(E メール)

* は必須です。

主催：日本聖公会東京教区「障がい者」関連活動連絡会
協力：サインランゲージ（手話通訳）・こひつじクラブ（パソコン要約筆記）

世界の聖公会の動向

☆スコットランド聖公会総会がトランスジェンダーや性の多様性を受容

☆ニュージーランド諸教会の気候委員会が健全で持続可能な海洋の実現を訴える

☆英国教会の礼拝参加者数が 4 年連続で増加

管区事務所渉外主事 司祭 ポール・トルハースト

○スコットランド聖公会総会がトランスジェンダーや性の多様性を受容

2025 年定期総会の最終日、エディンバラのセントポール&セントジョージ教会において、しばしば感情的になりながらも常に敬意を払った議論の末、代議員らはトランスジェンダー、ノンバイナリティー（クイア）、ジェンダー・ノンコンフォーミング、インターセックスの人々を教会内で受容する動議を可決した。

具体的にこの動議は、トランスジェンダー+の人々が神の似姿として造られ、神に愛されており、シスジェンダー（非トランスジェンダー）の人々と同様の尊厳、尊敬、権利を与えられるべきであり、スコットランド聖公会における生活、礼拝、宣教、奉仕活動に全面的に参加することができ、また参加すべきであることを確認するものであった。

この動議を総会に提出したエイミー・ジョー・フィリップ司祭は、平等法のもとで女性は生物学的性別によって定義されるとする最近の最高裁判所の判決以降、トランスジェンダー+の人々が経験してきたことについて、次のように述べた。「“スコットランド聖公会は皆さんを歓迎します。” 私たちは皆、この言葉に馴染みがあります。私たちは皆、この言葉に同意し、この言葉に従って生きたいと願っています。しかし、トランスジェンダー+やインターセックスの人々は、自分たちがどこで歓迎されるのか私たちは常に不安を感じていますし、最高裁判所の判決以来、さらに不安を感じてきました。」

フィリップ司祭は、トランスジェンダー+の人々は社会で最も疎外されたグループに属しており、シスジェンダーの人々よりも暴力、個人犯罪、家庭内暴力の発生率が高く、雇用率や賃金も低いことを強調した。

「私たちが求めているのは、人間として扱われることだけです」と彼女は述べた。

議場からの多くの発言の中で、セント・アンドリュース教区のイアン・パトン主教はこの動議を強く支持し、熱のこもった演説で「あらゆる立場の人びとに冷静さが求められます。この問題に関する公の議論に見られる憎悪と毒性は、高度に政治化された文化戦争の渦中に人生を置かれているトランスジェンダー+の人たちにさらなる恐怖を生み出しています」と述べた。

「しかし、男も女もない神の似姿で全人類を創造した神に仕えるキリスト者として、私たちは確かに異なる道を示すよう求められています。だからこそ私はこの動議を支持し、皆さんにも私と行動を共にすることを強く求めます。」

反対動議と修正案はいずれも否決され、総会は提案された動議を全文可決することとなり、賛成 92 票、反対 12 票、棄権 5 票を得る結果となった。

○ニュージーランド諸教会の気候委員会が健全で持続可能な海洋の実現を訴える

アオテアロア・ニュージーランド・ポリネシア聖公会は最近、同管区の大部分を占め、教会が奉仕する人々の生活に非常に強い影響を与える海

洋の健全性と保全に対して懸念を表明する以下の声明を発表した。

=====

世界海洋デー(6月6日)にあたり、アオテアロア・ニュージーランド・ポリネシア聖公会は、海洋正義、海洋保全、そして神学的要請である被造物保護に対して、揺るぎない関わりを改めて表明します。今年のテーマは、私たちの教会の精神的・生態学的自己認識と深く共鳴するものです。太平洋 — 私たちのモアナー — は、生命と希望を与えてくれる存在です。

シオネ・ウレイラケパ大主教による最近の教令に基づき、教会は海を単なる資源としてではなく、太平洋の本質と、神学的考察の中心となる神聖な遺産として認識します。教令に明記されているように、モアナ(ポリネシア語で大洋の意)は嘆きと再生の場であり、生命の糧、回復力、そして神の約束の源でもあります。気候変動、汚染、そして産業の乱開発による脅威が増大する中、私たちは忠実な管理責任を果たすよう求められています。

アオテアロア・ニュージーランド・ポリネシア聖公会は、気候変動委員会を通じて、海洋保護区の設立によって2030年までに世界の海洋の少なくとも30%を保護するという国際的な呼びかけを支持しています。

海洋保護区は単なる環境保護策ではありません。産業的漁業、資源採取経済、そして生態系の軽視による長期的な影響から、神の被造物を癒し、回復させるための精神的な投資なのです。

同時に、私たちは太平洋諸島国の排他的経済水域(EEZ)における科学的深海調査の継続を支持すると同時に、あらゆる深海採掘活動の一時停止を強く提唱しています。

この相反する二重の公約は、識別力と責任感に根ざした神学的倫理を反映しています。この採掘活動一時停止とは、十分な知識が得られるまで深海生態系に不可逆的な損害が及ばないようにするための、必要な道徳的保護策です。その一方で綿密な調査と探求を通して、私たちは

深海の神秘を尊び、神の驚異的で今なお展開し続ける創造物の一部と認識します。

ウ ルイラケパ大主教は私たちにこう語りかけます。「私たちの太平洋、モアナは、単に搾取されるべき資源ではありません。この地域の無数のコミュニティに生命と糧、そして希望を与えてくれる神聖な存在なのです。この貴重な贈り物を守る者として、私たちの義務は単なる保存にとどまりません。つまり修復し再生させることが求められているのです。」

この世界海洋デーにあたり、私たちは信仰共同体、市民社会、政府、そしてグローバルな著名人に対し、畏敬の念、正義、再生に根ざした海洋のビジョンを受け入れるよう強く求めます。フランスのニースで開催される国連海洋会議(UNOC 3)に向けて準備を進める中で、私たちは海洋保護における道徳的・科学的責務の両方を高める重要な機会を得ています。

科学と革新的な取り組みを通じた海洋活動の拡大に焦点を当てたテーマを追求するUNOC3は、ケア、公平性、そして世代を超えた責任を通してモアナを守るという、私たちの教会の呼びかけと一致しています。嘆きから希望へ、劣化から癒しへ、そして採取から再生へと進みましょう。

○英国聖公会の礼拝参加者数が4年連続で増加

暫定的な統計によれば、英国聖公会に通う信徒数は昨年4年連続で増加した。

統計によると、英国聖公会の信徒全体の定期的な礼拝参加総数は2024年に102万人に達し、1.2%増加した。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック以降、英国聖公会の「礼拝共同体」(各教会の正規の信徒の総数)が100万人を超えたのは2年連続となった。2024年の標準的な日曜日の信徒数はさらに1.5%増加し、58万2,000人となり、近年に比べて増加傾向が続いている。

また初期の統計によれば、1週間の礼拝参加

者総数は前年比1.2%増加し、昨年は701,000人強となった。

この増加は、16歳以上の成人の出席率の回復によるもので、日曜日の平均礼拝参加数は1.8%増、週ごとの来会者数は1.5%増となった。

全体的な数字を見ると、対面での来会者数はパンデミック前の水準に完全には達していないものの、それに近づいていることを示唆している。

ヨーク大主教のスティーブン・コترل師は、「英国聖公は、イングランドのあらゆるコミュニティにおいて、イエス・キリストの福音を伝え、隣人を愛し、仕えるために存在しています。ですから、より多くの人々がイエス・キリストを信じるようになり、人生が変えられているという新たな兆候を目にすることは、大変励みになります」と述べた。

彼はさらにこう付け加えた。「これはほんの一例であり、過去1年間に教会に通い始めた人たちの年齢は分かりませんが、他の裏付によると、

その多くが若者であることが示唆されています。これは、日々地域社会に福音を伝えている教会員全員の信仰と希望の証です。そして、この不確実な時代に、より多くの人々がイエス・キリストの愛と恵みのメッセージを知るようになることを祈っています。

英国聖公会のビジョン・戦略担当ディレクターであるデビー・クリントン氏は、「私たちの統計は単なる数字ではありません。それぞれの統計は、全国の地域社会に奉仕し、地域教会の一員である一人ひとりの姿を表しているのです。2024年には、都市部と農村部の両方で教区の成長に関する刺激的な話を聞き、目にしました」と述べた。

彼女はさらに、「全国的に、私たちは若者一人ひとりが、手の届く範囲で子ども、若者、家族のための活動に積極的に参加できるようにすることを目指しています」と付け加えた。



ミャンマー地震被災者支援献金の経緯

今年2025年3月28日にミャンマー全土の6つの地域で発生した大地震の被災者のために、祈りと献金をおささげくださっていることを心より感謝申し上げます。

管区事務所主事会議では4月初めに緊急災害援助資金から50万円の送金を決定していましたが、2021年の内乱の影響で大きな金額の送金への懸念や日本の銀行とミャンマーの銀行の取引がないことにより、なかなか確実な送金方法が見いだせておりませんでした。

そこで、ミャンマーに分院をもつ大韓聖公会の聖架修道院のご協力を得て、5月31日によりやくミャンマー聖公会のスティーブン・ザン・ミン・ウー大主教（ヤンゴン教区主教）に手渡すことができ、50万円÷3,500USドルの受け取り時の写真が送られてきました。

全国から寄せていただいた献金も被災者支援のために順次お送りしていきたいと考えています。引き続きお祈りとご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

管区事務所総主事 司祭 矢萩新一





海の主日
2025年 7月 13日

THE MISSION TO SEAFARERS

私たちの日常で使用する物品の9割を、世界各地から届けてくれる船員(シーフェラーズ)のために、この日ともに祈りましょう。普段見過ごされがちな存在である船員たち189万人の心身両面をサポートし、敬愛と友情を育む世界各地のザ・ミッション・トゥ・シーフェラーズ(MTS)の活動を全力で支援します。

facebook icon [mtsjapan.org](https://www.mtsjapan.org) QR code 日本聖公会



NIPPON SEI KO KAI
日本聖公会

**青年活動
のための日**

2025.08.03
聖霊降臨後第8主日(特定13)

あなたがたのところで、
お互いに持っている信仰によって、
共に励まし合いたいです
ローマの信徒への手紙 1章 12節

BSA 信徒叢書新刊のご案内

吉田雅人主教(前東北教区主教・前ウイリアムス神学館館長)著

『礼拝堂探検隊』 (一) (二)

頒価各100円、7月1日に2冊(28巻、29巻)同時に発行します。

吉田主教が東北教区報「あけぼの」に連載したものを2冊にまとめたものです。礼拝堂の構

造、聖具、備品、それらと礼拝の関係などをたくさんの写真と共にわかりやすく解説した入門書です。

申込みはメール mail.bsa@nssk.org

またはFAX(03-3432-1696)で送り先、氏名、各巻ごとの冊数を明記してください。なお教会などでまとめて注文して下さることを歓迎します。

日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nssk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメール、また郵便でお寄せください。

comm-sec.po@nssk.org 広報主事(鈴木 一)宛て